



多言語対応・文字拡大
multilingual
サイトマップ
アクセシビリティについて

- 暮らし
- 子育て・教育
- 健康・福祉
- 住宅・都市環境・空き家
- 文化・スポーツ・交流
- 産業・観光
- 市政情報
- 防災・消防・救急ハザードマップ
- 休日診療

各種相談

キーワードでさがす

公文書管理
公文書等の管理について
酒田市公文書等管理委員会
特定歴史公文書の利用制度について

このページを見た人はこんなページも見ています

- 酒田市総合計画審議会
土地取り引きに関する手続き
- 【訂正しました】定価が濃厚増減に変わった？（よくある質問）
- クマとのトラブルを予防しよう
- 産直たわわ

お気に入り

登録されているページはありません。

このページを登録する

情報が見つからないときは

特定歴史公文書の利用制度について

現在のページ: [トップページ](#) [市政情報](#) [公文書管理](#) 特定歴史公文書の利用制度について

更新日：2022年4月22日

市が保存している特定歴史公文書（市政の重要事項が記録された歴史資料として重要な文書）を利用していただけるよう「特定歴史公文書」の目録を随時更新し、公表しています。

現在公表している「特定歴史公文書」の目録

特定歴史公文書の目録（令和4年4月1日現在12,575冊）について、掲載しています。

[特定歴史公文書の目録 \(PDF: 12.687KB\)](#)

[特定歴史公文書の目録 \(エクセル: 1.177KB\)](#)

この目録は、今後も更新します。

なお、特定歴史公文書以外の文書については、情報公開制度により公開請求ができます。

[情報公開・個人情報保護に関する手続き](#)

利用請求の方法

市役所4階総務課に直接お越しいただくことによりどなたでも利用請求ができます。

また、郵送による請求も可能です。

利用請求の際は、以下の「特定歴史公文書利用請求書」に住所、氏名、利用したい特定歴史公文書の名称などをご記入ください。

[特定歴史公文書利用請求書 \(PDF: 82KB\)](#)

[特定歴史公文書利用請求書 \(ワード: 38KB\)](#)

利用請求の流れ

利用請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に決定し、通知します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがありますので、あらかじめご承知おきください。

利用の方法

特定歴史公文書の利用方法には、閲覧と写しの交付があります。

閲覧：閲覧は無料です。ただし、簿冊の状態などによっては、原本を閲覧することができない場合があります。

写しの交付：写しの交付を希望される場合は、実費を負担していただきます。

写しの作成に要する費用は次のとおりです。

ア 市が設置する電子複写機により写しを作成する場合 写し1枚につきモノクロ10円、カラー50円（ただし、日本産業規格A列3番以下のものとし、用紙の両面に複写され、又は出力されたものであるときは、片面を1枚として算定します。）

イ ア以外のその他の方法により写しを作成する場合 当該写しの作成に要する費用

また、写しの交付は郵送も可能ですが、その場合は別途送料も必要になります。

決定に不服がある場合

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある場合は、審査請求をすることができます。

この場合、市長は酒田市公文書・情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

関係条例・規則

[酒田市公文書等の管理に関する条例 \(PDF: 268KB\)](#)

[酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則 \(PDF: 277KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



お問い合わせ

総務部 総務課 法制係

〒998-8540 酒田市本町二丁目2-45

電話：0234-26-5700 ファックス：0234-26-3688

[このページの作成担当にメールを送る](#)